

傍聴許可願いについて

(加納委員) 毎回こういう申請をいただくのですけれども、私どもも開かれた議会ということで、行政当局とさまざま工夫をしながら、何とか皆さん方に私どもの発言も含めて見ていただきたい、知っていただきたいということはあるのですけれども、いかんせんきょうも報道陣の方を含めてなかなかスペースがないということもありますし、さまざまな理由で、工夫をして議会として行政としてモニター傍聴ということで、なるべく皆さん方市民に御配慮させていただきたいということで、工夫した結果、今のような状況になっておりますので、現状のモニター傍聴でということはいたし方ないのかなと思っておりますので、傍聴ということについては、そういう形でお願いしたいと思います。

以上です。

「次世代育成支援行動計画」後期計画の原案について

(加納委員) まず、幾つかあるのですけれども、やはりこういう事業を進めていくと、今、菅野委員からもありましたように、こども青少年局というのは、本当に各局との連携をどうとっていくか、その守備範囲をどうするのか、後からまたお話しすると思っておりますけれども、発信した後、どうそれを検証していくか、それから、パブリックコメントの話も出ましたけれども、データも含めてどうとっていくか、どう精査するか。これは非常に大きいかと思っております。きょうもここには健康福祉局での兼職もある水野理事も来ているわけですから、そういった面では非常に各局との連携をしっかりとさせていただきたいということと、守備範囲をしっかりと確認してさせていただきたいということ、データをとっていただいて、その後の検証結果を最後まで追っていただきたいということをまず1点お願いしておきます。

具体的に子供の不慮の事故についてということで記載がされていまして、私はこの1年間、子供の不慮の事故については意見を申し上げさせていただいてきました。ここにも記載されているのですけれども、私の認識では、この1年間記載されている文言は余り変わっていないなと思うのです。そこで、教えていただきたいのですけれども、栄区でWHOとの連携の中で、先進的な取り組みを実はしています。セーフコミュニティだったと思っておりますが、これは子供の不慮の事故を含めて横断的にしっかりと見ていこう、検証していこう、そして、そのデータベース化も含めて考えていこうというものです。これは今WHOから発信されて、日本においても幾つかの市町村が手を挙げている。また、その認証というのかな、それも今準備している。その中で本市が、栄区が先進的な形で取り組んでいますけれども、こういったものを子供の不慮の事故とどうつなげていくか。私はセーフコミュニティのような形で本市全体で進めていくべきだと思っているのですけれども、その辺の認識をお聞かせいただきたいと思います。

(鯉淵こども青少年局長) WHOの動きは、疾病についてはそれなりのいろいろな取り組みが行われたわけですが、改めて事故関係の取り組みを全世界的に進めていくということで、基準づくり等がWHOにおいて行われております。

我が国では、京都府の亀岡市がトップを切りまして、この認証を受けております。この間、私は前の職の関係で栄区とはずっと打ち合わせをしてまいりました。栄区の動きでWHOに登録申請をいたしましたので、多分2年間ぐらいだと思いますが、セーフコミュニティとしての活動実績を積み上げて、2年後に幾つかの自治体とともに、日本の国内における認証を受けようとしております。こども青少年局といたしましても、この栄区の動きについては大いに協力していきたいと思っておりますし、その中での実績が上がることを期待しておりますし、何とかして子供に関しても不慮の事故を減らしてまいりたいと考えております。

例えて言いますと、小さいお子さんでは、やはり不慮の事故で亡くなっているお子さんが毎年出ております。窒息ですとか、お風呂場での溺死ですとか、交通事故とかそういうようなことになりまして、青少年では残念ながら自殺が多いということになります。そういったことを何とか減らしていく、これまでも横浜市全体としてはそうい

う努力をしてきたつもりではありますが、この栄区の動きというのは、それを一步超える、市民の皆さんとの協働によって進めていくということになっております。協力していきますし、成果が出ればそれを全体に広げていく努力をしてまいりたいと思います。

（加納委員） 近々厚木市なんかも、今準備を進めているわけですがけれども、副市長、こども青少年局のホームページなんかを見ますと、やはり子供の不慮の事故なんかもアップしていただきまして、局長のおっしゃったような死亡原因の第1位ということが言われていまして、そういった部分では子供の不慮の事故、そして今、局長がおっしゃった自殺の問題ですね。こういったようなことを横断的にどうくっていくかということが非常に大事なですね。それはある意味ではWHOの認証を受けながら、栄区は先進的に進めているのですけれども、こういった次世代育成の計画の中に、子供の不慮の事故というだけではなくて、そういった考え方を踏まえながらの事業の展開も私はしていくべきだなと思うのです。本市全体としてこの計画に織り込むということを前提に、栄区の問題を調査していただいて、今後の全庁的な事故防止を含めて、何とか進められないかと私は思っているのですけれども、副市長の見解をいただければありがたいと思います。

（山田副市長） セーフコミュニティの考え方をこの計画に盛り込むという趣旨の御質問かと思えます。

おっしゃられたように、栄区では今、認証をとるための申請を行ったところでございます。これからその認証に向けての作業は進むということなのですけれども、栄区自体でもまだ始まったばかりということなのです。取り組み自体は栄区で先進的に進んでいますが、委員おっしゃったように、こういう不慮の事故や自殺を含めたこういうセーフコミュニティの考え方自体はまさに我々も踏まえていかななくてはいけないとも思います。

次世代行動計画だけではなくて、中期計画もこれからつくりますので、それらの中でこういう考え方はできるだけ反映させていきたいと思えます。

（加納委員） ありがとうございます。セーフコミュニティというのは、事故やけがは偶然ではないのだということから始まって、しっかりと原因を追及していこうと。原因を追及することによって、しっかり予防していこうという考え方なのです。したがって、そこには医療機関、もちろん消防と、それから、健康福祉局さんや本市の医療機関が連携をして、いかにデータをとっていくかというのが、非常に難しいのですけれども、大事だと思うのです。そういった部分では、そのことも含めてしっかりと確認をして進めていただきたいと思えます。

もう一点、きょう御説明いただいたので、まだ把握していないのですけれども、今非常にうつの問題が大きな問題として挙げられていますね。そして、この4月から新たに保険適用ということで認知行動療法というものが実は診療報酬の改定の中で新たに評価されていますけれども、このうつ対策については、ここではどこで触れられ、今後どのような方向なのかについて局長にお伺いします。

（鯉淵こども青少年局長） うつそのものに対する対応ということは、この計画の中では出ておりませんが、例えば青少年相談センターの活動ですとか、サポートステーション、就労支援や何かをやるうというときに、その前提としてうつ疾患がある方がいらっしゃいます。そういう意味では心の健康相談センターですとかそういったところと協力をしながら、それから、児童相談所関係も同じですが、いろいろなところでそういう精神関係の医療機関ないしは相談センターと関係をしながら進めていかなければ、進まない領域が幾つもございます。

（加納委員） 水野医師にお聞きします。認知行動療法が今最前線で進められていますけれども、これはどういう療法なのか、そして、4月から保険適用されましたけれども、どういう現状なのか、本市における心の健康相談センターを含めて、認知行動療法というのはどういう形で今進められているのか、わかれば教えてください。

（水野担当理事兼医務担当部長兼こども保健医務監） 申しわけありません。ちょっと余り詳しくないので、認知行動療法については、余り詳しくお話しできません。申しわけありません。

（加納委員） 今幼い子からお年寄りまで、年齢に関係なくうつという表現をしていますけれども、こういった方が非常に多い、潜在的にもある。これをどうしていくか。これはもう学校現場においても、それから、社会の場においても、うつ問題については今後大きな問題になってくると思うのです。そういった部分では、水野医師のお話にもありましたけれども、どうかこの認知行動療法等を含めてうつ対策、こういったところにもう少し目に見

えるような形で取り組んでいただければありがたいなと思いますけれども、局長、いかがでしょうか。

（鯉淵子ども青少年局長） 直接うつ対策をとという大上段に構えた表現はどうかとは思いますが、委員おっしゃるようなことはございますので、おのの青少年相談センターですとか児童相談所の虐待関係のところですか、そういう背景としてございますので、表現として入れられるかどうか検討してまいります。

平成22年4月1日現在の保育所待機児童数について

（加納委員） 毎回この定員割れと待機児童数のことについてはさまざまな資料もいただき議論させていただきましても、この1年間、もう一つ定員割れについてどうなっているのかという議論がありました。待機児童数を見ると、確かに保育所が足りない。したがって、定員増をしていくと。一方で、いわゆる定員として数としてあるのだけれども、そこになかなか応募がないという定員割れもあります。これも実は待機児童数より、たしか以前のデータを見ると多かったと思うのです。したがって、さんざんこの委員会でも定員割れについてしっかり調べてくださいとか、知恵を働かせて定員割れになっているところをどうするのですかという議論をしてきた中で、定員割れを調べるのはなかなか難しいというのも、どの段階で調べるかということを含めて、私どもこの委員会で議論してきたのです。きょうは最終委員会でもありますし、今後こういった待機児童数の報告をいただくときに、もう一方で定員割れについての実態はどうなのか。そして、それについて1年間どういう対応をしてきて、現状こうなのかということを知るようにしていただけないかなということも1つ私は思っているわけです。

そこで、今回の4月1日現在の待機児童数と合わせて、定員割れがどうなっているのかということの実態をまず教えてください。

（鯉淵子ども青少年局長） 定員割れにつきましては、この同じ4月1日時点でございますが、436園中160園で1,533人発生しております。定員外入所のほうが1,913人でございますので、ことし初めて定員外入所のほうが多くなった。これまでは委員おっしゃるとおり定員割れのほうが多かったわけでございます。

定員割れは往々にして交通の便の悪いところで発生しております。その関係で通園バスの購入助成ですとか、送迎保育ステーションですとか、それから、駐車場をそういうところで一定用意するというようなことを平成22年度予算の中に入れておりますので、その成果の検証をしていかなければならないと考えておるところでございます。

（加納委員） こうやって質問すると、毎回そういう答弁と、それから、平成22年度から送迎ステーション等新たな取り組みをしますよということで、終わりです。本当にどこまで見込めるのかということです。それから、本当にそれだけでいいのかということから考えると、今の数から見ても、大変多くの数が定員割れで残っているのですよね。これは先ほどの委員のお話の中にもありましたように、申し込み率が上がっているわけでしょう。そう考えると、財源も非常に厳しい中で、今ある財産をどう活用していくかということは行政として当たり前のように考えなければいけません。送迎ステーションはたしか瀬谷区と泉区の2カ所で今年度やろうという流れですよね、たしか。ちょっと本当に知恵を働かせてくれないと困るのですよ。ということで、定員割れについてもう一步踏み込んだ施策ということを示していかないと、なかなかこれは人件費の問題があり、拡大していくためには保育所の建設云々というわけにはいかない部分があるのではないかと。これについて、本当に考えていかなければいけなかなと思うのですけれども、送迎ステーションだとかそういったことで賄うことができるのかということが1点。

それから、多分難しいと思うので、定員割れをしているところについてはデータをつかんで。個別に問題があると思うのですね。それに対してどう対応していくか。それから、父兄のニーズの問題があるので、どこまで相談を受けていくのか、また、父兄の方とのキャッチボールをしていくかということについても大きい問題だと思うのですね。その辺の相談窓口というのは、現状どうなっているのですか。申し込みの時点です。

（鯉淵子ども青少年局長） 私は定員割れの一番の大きい理由は、先ほど申し上げた交通の便の問題だとは思っておりますが、それだけではない状況がございます。例えば園の個性みたいなもの、ないしは園としての信念みたいなものがございまして、そういうことから来るものもございます。また、これも信念に近いと思いますが、開所時間をあえて短く考えるという園もないわけではございません。その意味では、通園バスや何かの対応だけでは十

分ではないかと思しますので、個別に保護者の方とのやりとりなどを今回できるだけやっていきたいと思し、定員構成もニーズがやはり1歳児に向けて高まってきておりますが、1歳児に回すということははっきり言ってお金がかかるということになりますので、どこまでできるかということを考えていきたいと思っています。

(加納委員) この資料の見開きの裏、区別の待機児童状況ですが、今申し上げたようなデータはありますか。定員割れ数が区別にわかりますか。どういった現状なのか、もし今わかればお示しください。わからなければ後から資料をいただきたい。

(鯉淵子ども青少年局長) 細かい資料になりますので、後ほど提供させていただきます。

(加納委員) 済みません、では資料としていただければと思います。

平成21年度横浜市児童相談所の児童虐待への対応状況について

(加納委員) それでは、まずこの資料の一番目の新規虐待把握件数ですが、この新規という言い方はわからないのだけれども、平成21年度に相談を受けた件数、多分その相談を受けた件数に対して、新規把握件数だと思います。分母となる相談件数の推移はどうなっているのか教えてください。

(勝澤児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長) 新規で相談を受けた件数なのですが、虐待の案件ということで、新規で平成21年度に受けた件数は2,422件でございますけれども、その中で虐待のケースとして認定したケースが720件ということでございます。

(加納委員) そうですね。こんな少ないわけではないですね。いわゆる児童相談所が相談を受けて、その中で明らかに虐待だと認定したのがこの数ということですね。

(勝澤児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長) そのとおりでございます。

(加納委員) それと、先ほど来言っている継続なんかも、おのずと入ってくると思うのです。だから、前年度から継続して平成21年度に改めて認定したというか、新規の把握をしたというようなことも多分入ってくると思うのですけれども、過去3年とか5年とか、こういったパーセンテージではじいたときに、分母とこの新規虐待把握件数とのパーセンテージというのはどうなっていますか。

(勝澤児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長) 詳細なパーセンテージはおきまして、この間虐待の通報の件数ですが、相談として上がってまいりましたのが、昨年度2,422件ですけれども、平成20年度が2,156件、平成19年度が1,863件ということで、虐待の通報件数は年々増加をしてきております。

(加納委員) 詳細な件数をおいては困るのだけれども、では、次に2番目の被虐待児童への対応件数というのがあっても、これ以外はすべて平成21年度の把握件数720件で、裏面についても年齢の問題、虐待者別もある、相談通告経路もあるけれども、この2番目のところは、全く別の角度ですね。こういう認識でいいですか。

(勝澤児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長) 今回の資料につきましては、1番目が新規虐待、それから、裏面の3番目が新規虐待の年齢、4番目が虐待別、それから、5番目が通告経路ということで、これが新規虐待の部分でございまして、2番目の資料につきましては、被虐待児童への対応件数ということで、1年間を通して相談をしてまいるのですが、年度末の状況ということで3月31日現在で切っております。

(加納委員) そうすると、新規虐待把握件数の720件に対して、どういう対応をしたのかというデータはどこにあるのですか。

(勝澤児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長) 基本的には個々別々なケースでございますので、そういったものの対応の集計というのは出しておりません。

(加納委員) 何で出さないのか。2,000幾らの相談件数の中で虐待と認定したのが720件、もちろん前年からの継続もあるけれどもね。その720件について1年間通してどういう対応をしたのかということは把握しないと。例えばお一人お一人児童相談所の担当者とかいろいろな方たちが、多分把握されているとは思っています。でも、こういったデータを出してくるのに、何でこの720件のそのしっかりとした対応が皆さん方のところにデータとしてないのですかということが僕には疑問なのです。それを掌握して精査していかないと。一生懸命やってくれた

担当者が、虐待として認定した人をどうしたのかということをしっかり把握しないと。こども青少年局としてそこはもう現場任せでということなのか。本来把握するべきだと思うのだけれども、そのデータは持っていないということでもいいのですか。

（勝澤児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長） 基本的には、この720件というものは、1年間を通じて4月の段階から年を超して3月末までの対応の状況で、その把握した件数でありますので、年度末の時点での個別の事例ごとの把握してからの期間が非常に大きく異なります。3月末に把握した部分についてはとりあえず保護する。4月の年度当初ですと、それから1年間を通じてそれぞれ個々別々の対応を行っているということがございます。それと個別の事例の対応には、それぞれの家庭の事情だとか子供の生育歴とか、心理学的な調査とか、一時保護所での対応等々、いろいろな保護者との調整がございます。そうしたことを踏まえて、指導方針の策定までにそれぞれ個別に一定の期間を要するということがありますので、その内容によって年度内に対応内容も変更されるということもございます。そうしたことから、現時点においては、当該年度の新規把握件数という切り口で、こういうふうにあらわさせていただいているということでございます。

（加納委員） つまり新規把握件数が前年度からの継続だとか、いろいろな状況の中で把握しているのも入っているわけだから、今、勝澤部長がおっしゃったような個々の事例というのは、年をまたぐとか年度をまたぐとかいろいろあると思うのだけれども、こういうデータを出すならば、720件個々についても4月1日現在で切るならば、その時点でもデータを出せなくなる。ここだけ全然別のデータを持ってきて、年間トータルで1つ持ってきて、あとは全部新規に把握した720件のデータ並べて、そこだけはないと。では、どうしたのかというと、今言ったような御説明だ。ということは、こども青少年局で把握していないのではないのですか。現場では把握しているのかもしれないけれども、局として把握していなければ、本当にデータの意味するものが、委員会に出してくるデータの意味するものがあるのかなというのが非常に不安であると思うのだけれども、ないものはないのでしょうか。やはり私とすれば、この720件を新規で把握した以上、この把握した人たちがどういう対応をされたのか、ここでいうとナンバー2です。どういう対応をしたのか、いわゆる施設入所をしたのか、一時保護されたのかとかね、そうしたようなことがなかったら今後意味がないのではないのかと思うのだけれども、局長、いかがですか。

（鯉淵こども青少年局長） このデータの意味するところですが、この2番のデータは瞬間での状態というのを示しております。新規で虐待把握された方については、一たんは一時保護して、施設に入るかもしれませんがけれども、家族再統合で家族に戻っているというような流れがございますので、どこかの瞬間で区切れれば、統計データ等は出ますので、それは準備させていただきます。

麻しん発生時の対応について

（加納委員） きょうは最終委員会ということでもありますし、私は3月の委員会の中で、こども青少年局に大きくは3つの御質問をさせていただきました。これは中身は麻しんの件です。きょうは最終委員会ということで、この後に教育委員会の議題もありますので、教育委員会に関係するものは省かせていただいて、こども青少年局、特にこちらには健康福祉局での職を兼務している職員の方もいらっしゃいますので、この件だけに絞って御質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず3月のさきの委員会で、学校における麻しん対応マニュアル、横浜市の施設等における麻しん対応の手引き等で、皆さん方のようないわゆる施設の職員の方たちについても接種の状況を把握すべきだというような指針、指導が出ています。これについて御質問しましたら、現時点で職員の接種率については把握していませんとのことでした。その後どうなったのかお示してください。

（鯉淵こども青少年局長） 大変申しわけございませんでした。こども青少年局が所管している施設の職員の接種状況でございますが、まず1点目、入所8施設の職員の状況でございますが、合計で職員数が291人おりますが、既に麻しんにかかったことがある、もしくは2回接種している者が192人、1回のみ接種の者が64人、接種ゼロ回もしくは不明の者が35人となっております。特に接種ゼロ回もしくは不明の者が12%を占める状況がございます。

次に、通所の保育所職員の状況について申し上げます。既往、既に麻しんにかかったことがある、もしくは2回接種の者が2,419人、1回のみ接種の者が474人、接種ゼロ回もしくは不明の者が238人、合計3,131人でありまして、接種ゼロ回もしくは不明の者が8%を占める状況がございます。接種ゼロ回の職員や接種歴不明の職員。アルバイトにつきましては、引き続き状況を確認しつつ、接種の勧奨を進めてまいります。

(加納委員) 次に、児童相談所、4つの相談所があるということで、この中に一時保育所がある。その一時保育所の中の児童の皆さん方の接種率、特に1回接種か2回接種か。2回接種ということを目標に掲げていますけれども、現状どうなっているのかお示してください。

(鯉淵子ども青少年局長) 4月1日現在の入所児童の麻しんの予防接種の接種状況でございますが、4月1日現在で3つの一時保護所がございますが、保護しているお子さんの数が105人でございます。そのうち1回接種の者が62人、2回接種の者が17人、既に罹患して経験がある者が2人となっております。未接種・不明の者が24人となっております。全体が105名でございますので、未接種・不明の者が23%ほどを占めるということでございます。

(加納委員) 次に、中学1年生相当、高校3年生相当ということで、横浜市はお金も出しながら何とかこの5年間で接種をしていこうということですが、現状どうなのかお示してください。

(鯉淵子ども青少年局長) すみません、このデータが3月1日時点のものになってしまいますが、中学1年生の入所児童が12人おります。予防接種済みが7名、未接種が2人、不明の者が3人となっております。中卒児が入所児童数で3人ありまして、予防接種済みが1人、未接種は2人となっております。

(加納委員) 今3つの質問をさせていただきまして、いわゆる未接種・不明という方たちがそれぞれいらっしゃいますけれども、これについては、今後どうされるのかということをお聞かせください。

(鯉淵子ども青少年局長) 接種に当たりましては、基本的に保護者からの同意が必要と考えておりまして、特に一時保護所の例では保護者行方不明というようなこともあり、必ず保護者の同意がとれるかというのがちょっと微妙なところがございますが、できる限り保護者の同意をとって、接種の方向で対応してまいりたいと思っております。

(加納委員) 水野理事に聞きます。

今、国が麻しん撲滅でさまざまな対応をしていますけれども、何年までにどこまで削減するのか、横浜市においては何人までどうするのかという目標値が決められていますけれども、それについてお示してください。

(水野担当理事兼医務担当部長兼子ども保健医務監) 目標でございますけれども、まず1期から4期の定期接種について、毎年確実に95%以上の確保を目標にしております。

それから、横浜市における麻しん発生数、輸入例を除くということなのですが、平成24年まで目標としましては年間3人以内というように考えております。

(加納委員) つまり2012年まであと3年ですね。あと3年までに横浜市では年間3人まで。麻しんの発生届が出た場合に、3人までに抑えるというのが、日本の、そして、神奈川県横浜市もその目標で指針、ガイドラインやマニュアルをつくって、徹底している。3人ですよ。ということは、最大の目標であり、そのために横浜市はさまざまな角度でもって指針をつくり、それから、指導もし、指示もし、やってきているのです。

そこで、今回、5月に瀬谷区でまた麻しんの発生が出ました。2月に瀬谷区で同じように麻しんの発生が出まして、そのときの対応についてここで議論をさせていただきました。なぜならば、その目標に向かって健康福祉局を中心に子ども青少年局、教育委員会等を含めて3人をどうするかということで、実はさまざまな指示をしているにもかかわらず、こういう大きな事例が出たのですね。

そこで、教育委員会とぶつからないように、そして、時間のこともあるので端的に申し上げますけれども、水野理事、この2月4日から15日にかけて麻しんが発生しました。医療機関から区の福祉保健センターに届け出がありました。この届け出は2月4日と2月6日と2月10日と2月15日に医療機関から届け出がありました。この医療機関から届け出があった場合に、皆さん方の指針では24時間以内に医療機関は区保健所へ届け出てください、

こういう指示をしています。では、2月の瀬谷区の実情として、区福祉保健センターが保健所にいつ報告を上げたのか。御存じでしょうか。

（水野担当理事兼医務担当部長兼こども保健医務監） 翌日の2月5日と聞いております。

（加納委員） 時間がないので、こちらで申し上げます。第1回目が2月4日に区福祉保健センターに届いて、保健所に報告したのが2月5日です。1日おくれです。次に、第3子が発生しましたという報告が届いたのは2月6日です。2月6日に届いて、区福祉保健センターが保健所に報告したのは6日後の2月12日です。それから、2月10日に第4子が発生したということで医療機関から発生届が来ました。2日後の12日です。そして、第5子の8カ月の子が発生したということで来ました。2月15日です。医療機関から1日おくれの2月16日の報告です。最大6日間もおくれている。区福祉保健センターに麻しんが発生しましたという医療機関からの届け出があったにもかかわらず、実は1週間おくらせてしまっている。この現状は、実は横浜市の体制をおくらせていると私は思うのですけれども、こういうおくれがあつていいのでしょうか。

（水野担当理事兼医務担当部長兼こども保健医務監） まことに申しわけありません。今後、至急すぐに局と区福祉保健センターとで連携をとるようにしたいと思います。

（加納委員） 実は、後で山田副市長にもお聞きしますけれども、麻しん対策についてこれだけ厳しい状況の中にあるにもかかわらず区福祉保健センター、保健所がそのことを指示しておきながら、自分たちのところへ医療機関から届いたときにすぐに保健所長あてに提出しなければいけないものが1週間もおくらせてしまう。聞くと土日を含んでいますからということだった。土日を含んでも感染症については報告しなければいけないのでしょうか。そう考えると、こんなことをやっていたら、しかも、区福祉保健センターと保健所に報告が入っているにもかかわらず、保健所は2月19日まで全く学校に調査に入っていない。学校における麻しん対策ガイドラインも、あらゆる指導についても、一人でも発生したらいち早く早急なる手を打ちなさいと言っているにもかかわらず、2月4日に発生届が出てから2月19日まで全く行っていないということですから、これは事実ですか。

（水野担当理事兼医務担当部長兼こども保健医務監） 2月4日の段階で電話では連絡したということなのですが、学校に行っているのはそのとおりです。

（加納委員） それで、明らかにこれは保健所の対応の遅さ、区福祉保健センターとの連携のなさですよ。学校の子たちが、後で学校の関係でやりますけれども、その間同級生2人が感染してしまった。このケースは集団感染ということによろしいのでしょうか、水野理事。

（水野担当理事兼医務担当部長兼こども保健医務監） はい、そうだと思います。

（加納委員） 集団感染を引き起こしながら、保健所は2月19日まで何もしていない。2月19日になって初めて福祉保健センターが学校の支援担当課長に話をしに行っている。つまり何を言いたいかということ、ここまで延びている。

そこで、鯉淵局長にお伺いします。

区福祉保健センターには、健康福祉局所管の保健師さんもいれば、こども青少年局所管の保健師さんもいると思うのです。区福祉保健センターでこれだけ大きなことが起こっていながら、こども青少年局には、この2月4日に発生し、最終的には2月22日までに同級生2名まで感染した集団感染の報告が上がったのでしょうか。

（鯉淵こども青少年局長） 来ておりません。

（加納委員） 来てないんですよ。これだけ国を挙げて、皆さん方も指示をして、指導して、報告までとっておきながら、区福祉保健センターでこれだけ掌握をしておきながら、保健所へ報告も上げない、おくらせている。しかも、そこにいるこども青少年局のメンバーにすら報告が行かない。その人もこども青少年局に上げていない。こんなことで麻しんの対応ができるのですかという話ですよ。3年後には3名ですよ。撲滅は。このことがきちっと副市長に報告が行っているのか。市長が教育だとか医療だとか子供だとか言っておきながら、こういった現場の対応がきちっと市長まで行っているのかどうかですよ。皆さん方の報告が。しかも、局が掌握をしていないのですよ。

区福祉保健センターへ私が問い合わせしました。こういった対応について課題は何ですかと聞いたら、教育委

員会が、つまり学校側が学校のマニュアルに沿って対応していると思っていたとのことでした。瀬谷区役所と瀬谷区の区福祉保健センターに今回の一連の対応についてしっかり確認をして、課題は何ですか、問題は何ですかと聞きしたら、学校側が学校の対応マニュアルに沿って、従ってやっていると思っていた、学校側がもっとしっかり連携をとればよかったですというのが私に対する正式なコメントですよ。水野理事、いかがでしょうか。

（水野担当理事兼医務担当部長兼こども保健医務監） 学校にかかわらず、連携をとるということは非常に大事だと思います。発生してすぐに情報提供、あるいはすぐ動くということが非常に大事だと考えています。

（加納委員） 要はそういうことではなくて、区福祉保健センター及び保健所の責任において物事を進めるべきものを、何で教育委員会が本来こうあるべきものだったで終わってしまうのですか。保健所、区福祉保健センターが本来は指導・指示し、学校に行き確認するのではないのですか。自分たちの非、自分たちの対応についての総括が何も無いじゃないですか。いかがですか、水野理事。

（水野担当理事兼医務担当部長兼こども保健医務監） 感染症については、区福祉保健センター、あるいは保健所が責任を持って対応するということです。

（加納委員） もう一つ、区福祉保健センターにいらっしゃる学校支援担当課長にも、2週間後にしか報告がされていない。もっと言うと、平成19年4月から区役所の危機管理、感染症やテロやそういったものを含めて対応していただく危機管理担当係長には、いつ話が行ったと思いますか。3月11日ですよ。それは私が3月11日に瀬谷区に行って聞き取り調査に入ったそのときに初めて、危機管理担当の係長はそんなことがあったと知った。そこで、私が申し上げたいのは、健康福祉局のホームページを見ると、一人でも発生したらとか、麻しんが生命に及ぼす影響というのは大きいとか、一生懸命発信しています。発信している皆さんがどういう対応をしたのかということから考えると、先ほど来、後期の計画があったり、パブリックコメントがあったり、いろいろな形でもって発信していただくのはいいけれども、きちっとどこが責任を持ってそれを精査するのか。そういうことです。

それと、区役所という中で、健康福祉局所管もある、こども青少年局の所管もある。土木事務所の所管も消防もある、危機管理もある、みんなある。しかし、責任の所在がはっきりしていない。瀬谷区役所は学校に問題ありというだけです。今その時のセンター長は保健所にいます。そんな状況で、本当に3年後に3人で済むのですか。できるのですか。保健所はもっと反省すべきなのでしょう、APECだってあるのでしょうか。できるのですか。山田副市長、教育委員会の問題についてはまた議論しますけれども、今の議論を踏まえて、山田副市長の御見解をいただきたいと思います。

（山田副市長） 3月の常任委員会でも、この問題を加納委員から教えていただきまして、私もいろいろ状況について各局から話を聞きました。4月にはこれまでの反省を踏まえまして、横浜市麻しん対策連絡会議というようなものもつくりまして、麻しん発生時の連絡体制でございまして、対策の改善、推進、徹底というようなことを改めて確認しまして、細かい対応の必要性についても共通認識を持ったという旨の報告を受けてございます。

5月に入りまして、また瀬谷で麻しんの疑いというものが1件発生したわけでございますけれども、この5月の対応は2月の反省を踏まえまして、十分横の連携もとれて対応できたということでございますので、引き続き緊張感を持ってやっていくということに尽きるのではないかと考えています。

（加納委員） 最後にしますけれども、教育委員会のことについては後でやります。こども青少年局とたまたま健康福祉局兼務の職員がいらっしゃいますけど、これはひどい対応です。保健所の対応、区福祉保健センターの対応はこれはひどいですよ。副市長が御説明いただいたのは知っていますけれども、前向きな御答弁はいいですけども、まず実態をもっとしっかりと把握していただきたい。1週間も報告が行っていない。公文書も医療機関から来ている発生届が保健所長に行っていない。普通に考えてこんなことあり得ないでしょう。

それから、危機管理がいて学校がいて、区役所の中にはそれらの所管があるにもかかわらず、そこに報告が行っていない。こども青少年以外全く行っていないではないですか。こども青少年局の関係する課があるでしょう、係長、課長は。行っていないでしょう。

それで、最後に区役所と区福祉保健センターは、私どもの責任ではありませんというような答弁ですよ。学校が

もっとしっかりやればよかったと思っていますとの答弁だった。こういう体制が、今の保健所の対応・体制だとしたら大変ですよ、副市長。だから、副市長の御答弁は前向きな御答弁でわかりましたけれども、実態掌握をもっとしっかりしていただきたい。このまま行くと、A P E Cの問題は大変ですので、どうか今の議論を踏まえながら、水野理事には保健所長にしっかりとお伝えいただきたいし、健康福祉局長にもしっかりとお伝えいただきたい。そして、18区の区の体制について、もう一度しっかりと精査をしていただきたい。

それから、鯉淵局長については、福祉保健センターの中に局の関係するところがあるわけですから、こういった国全体で大きな対策を、しかも3年後までに、こういうことですから、いち早くそれをどうとめるかということは局としての大事な問題ですので、これしっかりと進めていただきたい。

夜間中学の教科書無償配付について

(加納委員) まず今の報告ありがとうございます。これは私が質問させていただきました。実はこの常任委員会の皆さん方に、夜間学級を支援している団体から、夜間学級の現状について一度イベントをさせていただくので、見に来ていただけませんかという御案内がまいりました。それで各政党会派、お邪魔できなかったようですけども、メッセージ等々送らせていただいて、ある意味では夜間学級のことについて後押しをというようなことだと思えます。

私も実は行けなくて、その後、お礼のはがきが来ました。それを見させていただいて、義務教育でありながら、教科書がいまだに無償配付されていないという現状を私も初めて知りました。どうしてなのだろうなということで、細かい質問をさせていただきたくたのですけれども、幾つかの質問で終わらせていただきました。たしか昭和25年に夜間学級が開かれて、その後昭和30年代に教科書が無償配付ということが国で決められて、その間約50年近く、ここはいわゆる義務教育でありながら教科書が配付されていなかった。これを聞いてびっくりしまして、なおかつ数年にわたってこの支援をしている団体や生徒さんたちから教科書は欲しいというようなこともあって、要望活動をしているのだけれども、教育委員会の回答は、対象ではないということで配付はしませんということですね。理由は対象ではないのだと。こうすることで、鶴見区から上がった要望に対して、教育委員会は回答しているのです。明らかに私はこれは違法だと思ったのですけれども、前回の委員会では山田教育長のほうからは、配付をしなかった理由についてお聞かせいただきましたけれども、違法性についての御答弁とはとても思えないですね。もう一度聞かせていただきます。明らかにこれは幾つかの法律の中の、たくさんありますけれども、違法であると私は思いますけれども、いかがでしょうか。

(山田教育長) 夜間学級そのものは、前回も御答弁させていただきましたけれども、戦後の混乱期にさまざまな社会状況、あるいは経済状況の中で、学齢を超えた人たちに義務教育の課程を行うということでまいったわけでございます。例えば戦争の途中で学校に行けなくなった等々で、日本国籍をお持ちの方でもなかなか文字が読めないとか、識字が不安だとかという方もいらっしゃいましたでしょうし、その後の過程の中で、外国からお見えになった方で、日本語をしゃべることも読み書きも不自由であるという方が大変ふえてきてまして、これは言い訳になりますけれども、中学校の課程の中の教科書をお配りしても、なかなか御理解いただけないということで、それぞれの教師が手づくりで、あるいはいろいろな資料をもって、個々に応じた教育を施してきたのですが、今回教科書を普通の中学校の課程の生徒さんと同じようにお配りをさせていただいたということでございます。

(加納委員) ですから、質問しているのと回答とは違うのですよ。なぜ夜間学級で教科書が配られてこなかったかということについては、今言ったような状況で現場の先生たちが工夫して、いわゆるプリントだとかいったものを使ってやっていたよと。これは理解はするのです。しかし、義務教育の現場で教科書を配付すべきなのです。これについて、違法性があつたのではないですか、違法ではないですかということの質問なのです。だから、なぜ配ってこなかったのかという理由と、配らなかつたことは事実なのだから、配らなかつたことについては法律に反するであろうということの質問なのです。答弁は全く違う角度でもって、配らなかつた理由について述べているだけで、その辺をまずしっかりと明確にしなければだめだと思ふのですけれども、いかがでしょうか。

(山田教育長) この夜間学級は、学校教育法の施行令の中で、いわゆる二部授業として位置づけられているも

のでございますけれども、どちらにしても義務教育の学級として位置づけされているものでございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律というのがございまして、その中で教科用図書の給与ということでそれぞれの当該学校の校長を通じて、児童または生徒に給与するものとするという規定がございまして、そういった意味では行ってこなかったということでございます。

(加納委員) だから、それは違法でしょう。法律に反しているのではないのですかということの質問なのです。それについてどうだったのですかということのお答えを求めているわけです。それをお答えいただければいい話なのです。

(山田教育長) やはりいろいろな事情がございまして、教科書を配付してこなかったという事情は御理解いただきたいと存じます。

(加納委員) さっきから事情は理解をしていると言っているのではないですか。事情はさっきから理解しています。でも、法的に義務教育課程の中にいらっしゃる児童・生徒には、教科書を配付するようになっていきますよという法的根拠の中で、どうなのですかということ質問しているのです。

(山田教育長) これも先ほどお答えいたしましたとおり、先ほどの法律の中で第5条に生徒に給与するものとするを書いてございますので、そういった意味ではしてこなかったということでございます。

(加納委員) したがって、法律に反していましたね、ということについて、お答えください。

(山田教育長) 大変申しわけございませんけれども、先ほどからお答えしているとおりでございます。

(加納委員) 委員長をお願い申し上げます。私の質問に対して、教育長は的確にお答えをしていないと思います。なぜ配付されてこなかったかという理由については御答弁をいただき、それについて質問者である私は理解しました。それと、私の質問に対する答えとは違っていると思います。それについて、時間的な問題もありますから、委員長のほうで整理をしていただきたいと、お願い申し上げます。

(加納委員) ありがとうございます。私としては、これはもう3月から教育委員会のほうにお話をしてきた経緯があり、違法性があるということ再三教育委員会の担当者を含め、教育委員会のほうには申し入れをしております。そして、その流れの中で、最終的には教育委員会はこの4月に教科書の無償配付を決定したわけでございます。なぜ決定したかということ、私の指摘と御質問に対して理解をいただき、そして、教育委員会だけではできないわけですから、国にきちっと申請をしている。申請をした上で教科書の配付をされているわけです。今委員長にさまざまな形で御配慮いただきましたから、私は委員長のその指示に従いますけれども、いわゆる1カ月、2カ月とこのことについては指摘をし、意見交換をし、その上で今日に至っているわけですので、そういった部分では山田教育長のなぜ配らなかったのかという理由についてはよくわかっておりますし、担当者の皆さん方にもお伝えをしました。しかし、それは配らない理由にはならないということ、担当者含めて皆さん方は知っているわけですから、そういった部分ではしっかりと御答弁すべきだと私は思いますけれども、今の委員長の采配で改めて山田教育長を含めて教育委員会のほうに確認をしていただいて、正確な御答弁をいただけるということであれば、委員長の指示に従いますけれども、それについての御答弁を教育委員会のほうにいただければありがたいです。

(山田教育長) 今、委員長のほうの采配で、そういったようなことでという御意見をいただきましたので、確かに法に書いてあるとおりに行ってこなかったのは事実でございますが、そのことについて、どう今までの行為を判断するかということにつきましては、文部科学省のほうに一度確認をさせていただいて、またお答えを差し上げたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

(加納委員) ありがとうございます。

それでは、引き続き、時間も気にしながら質問させていただきます。

私は、この夜間学級の1校である鶴見中学校にも教育委員会の御理解をいただき、学校の御理解をいただきながらお邪魔させていただきました。教科書の配付を大変喜んでいまして、そして、先ほど冒頭に教育長からあったように、いわゆる夜間学級の存在ということについても、教育委員会として事業を進めているわけですから、しっかりとホームページにアップして皆さん方に知っていただく、こういうことも今回行われたということでございます。

一方で、現場へ行ってみますと、9教科の学習をするのですけれども、9教科すべて先生がなかなかいないという中で、音楽の先生をやっていた男性教諭は、校長先生から、君はギターが上手だから、音楽教諭として夜間学級で教えてあげてくださいというようなことで音楽教諭になって、現場で頑張っていたいっているのです。そこで、なぜそんな状況なのかというと、先生の問題もあるけれども、いわゆる経済的な、お金の問題がなかなかうまく機能しないということがあって、よく聞いてみますと、県費の問題ですね。神奈川県で県費、そして国が何分お支払いいただいているという、いわゆるねじれというのが実はあって、横浜市として人員を配置したいけれども、経済的な問題も含めて県との協議もあると。実は、昨今の新聞報道で、神奈川県のほうから政令市の教職員の給与の問題について負担、財源移譲で一致ということで、神奈川県が国と連携して、この県費についてさまざま今進めていられるという報道がございます。私も県のほうから県費について、いよいよ政令市のほうに財源を移譲したい、ただ、これについては、横浜市としても財源の担保がなければ、なかなかそれは動かないというようなことも聞いております。神奈川県が国と連携をして、さらに横浜市も先月ですか、神奈川県と連携をして、県費の問題について議論をされているようですけれども、現状どうなっているのか。そして、本市として、今後どういう方向に進めようとしているのか、教育長、これについてお聞かせください。

(山田教育長) 県費の問題は、きょう新聞でも見ましたけれども、神奈川県において、平成22年3月24日に政令指定都市に係る県費負担教職員制度等の見直しを求める意見書というものが県議会において可決され、総務省及び文部科学省に要望されたということを知っております。

(加納委員) これは今の教育長の話だと、神奈川県が国と連携した状況があったというのですけれども、神奈川県と横浜市についてはこの辺のことについての打ち合わせ、議論はされているのでしょうか。されているとすれば、どこまでの議論をされているのかお聞かせください。

(山田教育長) 一度、何年か前にもこの県費負担教職員制度の見直しというのは、もう10年近くになるかと思っておりますけれども、議論になりました。本市の教職員全体の人件費として1,500億円かかっておりますので、そのうちの330億円ぐらいは国費なのですけれども、基本的にこの財源がきちっと担保されないと、とてもではないけれども、横浜市の1年間の教育予算が780億円ぐらいですから、倍以上のお金が必要になるわけで、そこら辺の財源の問題がきちんと整理をされて、しかも制度構築をしていかなければいけないわけです。1万数千人に及ぶ教職員の給与の支給について、条例等々の整備も含めてシステム化していかなければいけないものですから、少しお互いに意見交換をしようではないかということで、数年前に県ですとか横浜ですとか、あるいは川崎ですとかで検討委員会を設けて議論をしてきた経過がございます。ただ、ここ数年、ここへ来まして、またそういったような機運が盛り上がってきましたので、少しお休みの状態でもございましたけれども、また今後検討していかなければいけないのかなと思っておりますのでございます。

(加納委員) 横浜市としては、財源の確保ができれば、いわゆる政令指定都市である横浜市として教職員の給与の問題については、しっかりと本市としてかかわって進めたいということの認識でよろしいのでしょうか。

(山田教育長) 一番大きいのは、委員おっしゃるとおり財源の問題でございます。ただ、それ以外に、実は事務費、県の横浜給与事務所で県の職員が数十人いて、横浜の教職員の給与の支払い等の事務をしているわけなのですけれども、そういった体制の問題ですとか、あるいは県の給与の仕組みと市の給与の仕組みが違いますから、基本的にシステムを開発していかなければいけないとか、条例を設置しなければいけないとか、さまざまな課題がございますので、そこら辺が単に1,500億円の財源だけの問題だけではなくて、そのほかにやはり事務費として億単位の金は十分かかるであろうと考えておりますので、あわせてそういったような経費の問題、あるいは人的な体制の問題等々も含めて検討していく必要があるかと思っております。

(加納委員) なぜこのことを聞いたかということ、話をもう一回戻しますけれども、夜間学級は9教科なかなか先生がそろわない中で、1年間勉強している。生徒の皆さん、それを支援している皆さん方は、何とか専任教諭の配置をお願いできないかとの考えもあります。そういう方からしますと県費の問題も一方にあるわけですから、神奈川県が国と連携し、ある意味ではここで動いたわけですので、積極的に横浜市もかかわっていただきまして、も

ちろん財源負担が横浜市に全部来ると大変な問題ですから、そんなことも整理しながら、一步前に入る形でこれは進めていただきたいということをもまず1つ要望させていただきます。

それから、もう一つは、夜間学級へ行ってきましたら、定員数が8名という枠の中でやっておりました。さまざまな生徒さんがいらっしゃいました。外国の方、それから、妊産婦の方もいらっしゃいました。さまざまな方が教育現場、先生たちの御苦労の中で頑張っていました。こういう教科書の配付、それから、PRができたということで、横浜市が先進的に取り組んでいるこの夜間学級をさらに私は進めていただきたいし、光も当てていただきたいし、学校現場で頑張っている先生方の御苦労もわかっていただきながら、何とかもう一步進められないかなと思っています。今田委員長、この夜間学級のことについて報道もされていますし、今の議論を聞きながら、今田委員長としての御感想をいただければと思います。

(今田教育委員会委員長) いろいろ沿革があったのだらうと思っております。現在見えている生徒の皆さんの国籍の問題もいろいろきつとあったのだらうし、そういうふうなことも含めて少し勉強していただきたいと思います。

(加納委員) 山田副市長、今、山田教育長のほうから財源の問題やらさまざま課題もあるのでありますが、横浜市は全国の中でも本当に夜間学級についてはしっかり取り組んでいただいております。そういった部分では全庁的にどう応援していくのか。勉強したい、学びたいという人に対し、生涯学習について我々は訴えているわけですし、また、外国の方が今身近にいらっしゃるというのは通常環境ですし、そういった部分では、学んでいきたいという方たちに、そういう場を提供していく。そのためにはもっともって環境整備もさせていただきたいと思うのですけれども、山田副市長の御見解を聞かせていただきたいと思います。

(山田副市長) おっしゃられましたとおり、どんな年齢であれ、学びたいという方の意欲をサポートするというのは大変重要であると思います。生涯学習としての視点、あるいは外国人支援という視点での意味もあると思いますので、いろいろ財源等難しい問題がある中で積極的にやっていきたいと思っております。

寄附受納について

(加納委員) 大変ありがたいことだなと思います。中田市長の時代からだと思いますけれども、本市のさまざまな図書ですとか、民間の皆さん方の御理解の中で、民間と協調していろいろなものが配布されたりしていますけれども、私はこれを見させていただいて、まずありがたいというのが1点あったのですけれども、ポケモンということで、私はポケモン好きですよ、ドラえもんも好きですね、いろいろ好きなのですけれども、子供の持っているものにある1つのイメージキャラクターが使われるのはどうなのか。私はまだ見ていないので、今、教育長からお示しいただいて初めて知ったのですけれども、この図柄を見るだけでポケモンが全面に出てくる。子供からするとポケモンのことわざ辞典だと、ポケモンが先に優先してしまって、いわゆる商標だとか、いろいろなイメージキャラクターのほうが先に行ってしまうという、何か危険性というか心配が私の中には浮かんだのですね。

そこで、特に学校現場、それから、行政が扱うものについて、1つのイメージキャラクターだとか、商標、登録されているのだと思うのですけれども、そういったものについて、どこまで扱うのか。いわゆる寄附をいただくというのは大変ありがたいことで、でも、もう一方でそういった精査というのはどこかでされているのでしょうか。今回のこのポケモンについても、そういった角度で精査なり確認はしたのでしょうか。この辺がちょっと心配なものですからお聞かせください。

(山田教育長) こういったものの基準はございません。ほかにも、例えば民間企業の方からこういったたぐいのものではなくて、いろいろな設備とかそういったものを寄附いただく場合もあるわけがございますけれども、基本的にはこれが学校教育に有用かどうか、あるいは使用上安全かどうかということをもまず一義的に考えて、それでむしろ私はポケモンのキャラクターを知らないわけで、私はこちらを見た方がわかりやすいのかもしれないのですけれども、子供は最近ことわざに接する機会が非常に少なくなっていて、御両親、あるいは保護者の方も子供にそういった教える機会が少なくなったということも聞いておりますので、これを活用して、キャラクターを勉強するのではなくて、ことわざそのものを覚えていただく、あるいは使い方を覚えていただくということで、今回の場合は

期待をして、寄附を受納させてもらったというものでございます。

(加納委員) ことわざを子供たちに教えるということは大変いいことですし、寄附をいただいたということは大変いいことだと私は思うのですけれども、繰り返して申しわけないですけれども、1つのイメージキャラクターが子供の中に植えつけられるということのもう一方の心配というか、そういったようなことも含めて、どこでどういうふうに整理整頓されるか、私にはよくわかりませんが、どうか今後も含めて与える影響について、いい意味もあるでしょうし、心配なところも一方であるので、どこで整理されるのか、その基準がどうなのかということについても、横浜市としてしっかり確認していなければいけないのではないかと思います。副市長、どうでしょうか。こういった条件だとか、基準だとか、整理整頓をどうするかということは、今後民間と協力していく中で大変一方では大事なのですけれども、一方でやはり心配な部分があるので、これの整理を今後横浜市としてどうするのかということについて伺いたいと思います。

(山田副市長) 先ほど教育長から申し上げたとおりではございますけれども、ちょっと細かい話になってしまいますが、寄附物件等審査委員会設置要綱という中で、その委員会で審査の基準というものが若干ございまして、例えば寄附者の売名行為や特定の企業、個人等に特別な利益を図るものではないことというような審査項目もございまして、今回もこれを確認した上で受納しているということではございまして、この程度のものであれば、今回は大丈夫だろうということで、今後もそういう意味ではいただいた御懸念も十分理解できるところではございますので、厳正に審査をしていくということだろうと思います。

麻しん発生時の対応について

(加納委員) 麻しんの件で、さきの委員会、そして、その前の委員会において山田副市長のほうに麻しんのことについて調査をしていただいた上で御報告いただきたいとお願ひしておきましたので、この件についてひとつ御答弁いただきたいということと、それから、その前に先ほどもお話ししましたが、5月10日でしたか、先週ですか、また瀬谷で麻しんが発生しました。さまざまな対応をお願いし、進めてきたのですけれども、教育委員会と健康福祉局との連携の中で、そしてまた、教育委員会独自の課題が新たに浮き彫りになったというように私は思ったのですけれども、まず教育長のほうに、今回の瀬谷の麻しんについて対応していく中で、新たな課題が出たと思うのですけれども、それについてお答えいただきたいと思います。

(山田教育長) 前回の当委員会ですとか、あるいは私の前任であります田村教育長のほうからお答えさせてもらって、実は麻しんの対応について、基本的に周知徹底が足りないのではないかとということと、事務改善を少し図ったらどうかということ、そして、関係局との連携が十分ではないのではないかとということさまざまな反省点を踏まえまして、先般前回の常任委員会で御答弁させていただきましたように、関係の学校の養護教諭ですとか、あるいは校長に対する周知徹底を図る、あわせて事務改善も図って、関係局との検討会議も行っていくということで対応を進めていたわけです。そこへ、今、委員のほうでお話しいただきましたように、今回瀬谷のほうで麻しんの疑いがある事例があり、幸いPCR検査の結果、そういった可能性が低くなったと聞いておりますけれども、そういったようなことで今回、前回の教訓が生かされたかといいますと、実は調査に当たって、年度当初に保健調査票の返しはあったのだけれども、その集計がまだ十分でなかった、あるいは返ってこない保健調査票の扱いについて、きちんと働きかけをしていなかった等々がございまして、今回改めて周知を図るべく5月13日付で麻しん予防接種罹患状況調査についてということをお知らせのほうから各学校に発出をさせていただいて、きちんと集計を行って、実際に子供がどういった状況にあるかということをお知らせのほうからきちんとかまえるように、今月中に報告をなさいます。現在作業を進めているといったところでございます。

(加納委員) 私はわかりづらかったという印象であるのですけれども、こども青少年局でお話ししたように、WHO及び日本、そして、県、市そろって麻しんの撲滅に今走っているのです。その中で大事なのは、1回接種、2回接種等を含めてしっかりと接種をさせていく。そして、だれが接種して、だれが未接種かということの状況把握を学校でなさいますと、こういうことがもう既に発信されているのです。今回麻しんが発生して、では、未接種はだれなのかということをお知らせのほうから把握しようと思ったら、実は学校において1年生の扱っている調査票、2年生の扱ってい

る調査票、3年生の扱っている調査票それぞれの麻しんの記載の仕方がばらばらだった。しかも、それは専門性の高い記入の仕方をするように求められているものですから、父兄がなかなか記入できない。学校の先生もなかなかこれをしっかり整理するのは難しいというようなことから、発生した学校に問い合わせをして、集団感染しないように未接種者はだれなのかということの把握しようと思ったら、全くできなかったということですね。それで、しようがないので、役所の方が応援に駆けつけたのだけれども、なかなかできない。よく調べてみたら、今言ったような即座に使うことができないような状況だったということで、今、教育長がお話したように、もう一度精査をし直して、そういった調査票もつくり直すことを踏まえながら、新たな展開にした。こういうことだと思うのです。

これまで進めてきた一番大事なこと、未接種がだれかということの把握を、本来もう既にしなければいけない状況なのに、いわゆる数の把握だけで、だれが未接種だということが全くわからない状況に学校があるということがよくわかりました。健康福祉局も教育委員会も、しっかりと発信した以上、具体的に精査して、データ化して、いざ使おうというときに使えるようにしておかなければいけないと思うのですけれども、これが今度の教育長がおっしゃっている発信をすることによって、できるということによろしいのですか。

(山田教育長) 今回の事務改善、フォーマットの改善や集計の仕方等々とあわせて、委員今おっしゃいましたように、だれが未接種なのか、あるいはほかの全体の子供がどういうふうになっているのか、いわゆる固有名詞でどうなのかということは把握できるようになります。

(加納委員) 学校現場は大変でしょうけれども、ぜひ英断を振るって進めていただきたいと思います。

それから、もう一点、今回発生したときに、学校現場では授業を優先して、授業が行われていたと、私のほうは調査でそういう確認をしています。やはり麻しんの威力と、今、国や本市が行っている体制からすれば、うちの学校で麻しんの疑い及び発生が出たというときに、一度30分でも授業を停止していただいて、緊急職員会議を開いていただき、自分のところの生徒がどういう状況にあるのか、どうしなければいけないのかということまでの危機管理を持っていただきたかったのですけれども、今後そういう形をとるべきだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

(山田教育長) 学校を閉鎖するとか学級を閉鎖するとか、そういったことではなくて、こういった事態が起こった場合には、全教職員で情報を共有化するように対策は会議等を含めてとってまいります。

(加納委員) 次に、山田副市長にお伺いいたします。

こども青少年局でも若干触れさせていただきましたけれども、さきの委員会、その前の委員会で麻しんの件についてお話をさせていただきましたが横浜市と神奈川県との連携だとか、健康福祉局と教育委員会との連携だとか、教育委員会と学校との連携だとか、健康福祉局、保健所と区福祉保健センターとの連携だとか、さまざまな形で連携ができていない。したがって、一度副市長のところでも調査をしていただいて、その調査結果等を含めて、委員会でも御報告いただけないかというお話をさせていただきました。このことについて、調査並びにお調べいただいたことについて報告いただけますでしょうか。

(山田副市長) 3月15日開催の常任委員会の中で、加納委員からの御質問にそのような形でお答えいたしましたけれども、その後、3月17日に教育委員会、健康福祉局両局から瀬谷区内の小学校における麻しん対応及び本市における麻しん対策について、状況説明を受けております。

その中で、委員からも御指摘あったところであるわけなのですけれども、必ずしもマニュアルが遵守されておらず、学校、教育委員会、区役所、区福祉保健センター、健康福祉局、こども青少年局、消防局等関係部署の麻しんに対する理解及び連携が、これまで必ずしも十分でなかったということを確認いたしました。

また、本市内の関係部署にとどまらず、麻しん対策ガイドラインに基づきまして、神奈川県との情報共有を行う等、特に連携体制の構築について指示をいたしました。

さらに、医療機関から瀬谷区福祉保健センターに提出があった麻しん発生届について、当該センターから健康福祉局への送付がおくれたことにつきましても、大いなる反省点といたしまして、速やかに送付するようにあわせて指示をいたしました。これが3月17日の話でございますけれども、今年度に入りましても、4月21日に関係部

局からなる本市麻しん対策連絡会というものを開催いたしまして、麻しん発生時の連絡体制、対策の改善、推進、徹底について、改めて確認をし、今後のきめ細やかな対応の必要についても、共通認識を持ったという旨の報告を受けております。

また、先週になりますけれども、瀬谷区福祉保健センターから5月に入りまして区内中学校において発症の疑いのあった事案の対応について説明を受けまして、区役所内の関係各部署の情報共有、状況に応じた健康危機管理体制の構築について強化・改善を図る旨の報告を受けているところでございます。今後とも引き続き関係部署の連携を密接に図って、適切に対応できるように努めてまいりたいと思っております。

(加納委員) 先ほども言いましたように、保健所が本来24時間以内に素早く報告を出さなければいけないものが、6日間も放置してあったとか、それも1回目の報告、2回目の報告、3回目の報告がそれぞれ本来ならすぐに出さなければいけなかったところが、そうではなかったという事実だとか、それから、本来一人でも疑いが出れば、科学的根拠のもと、調査に入るということは法律で決められている、指針で決められているにもかかわらず、電話での対応で終わってしまった。その結果、2人の友人が感染してしまっているとか、新たな感染者が出てしまったとか。だから保健所がキーマンなのですね。そういった部分では、それができていなかった。そして、区福祉保健センターと瀬谷区役所は、教育委員会がマニュアルどおりにやっていると思っていた。すべて教育委員会の責任だというような趣旨の回答書も私のほうに来ています。つまり他に責任転嫁をしないで、最終的にこの麻しん対策の責任は健康福祉局、保健所にあり、ここからの発信で全庁的に指導もされ、報告も受けているということなのです。そういった部分では、それぞれの部署における責任分担はあると思いますが、市長が、教育現場、子供の問題、それから、救急医療体制等を含めて医療の問題をあそこまで重要視されて発信されていますので、明らかにこの麻しんの問題についての保健所としての対応はまずいパターンだと思います。それは確認もしていただきましたので、市長にもお伝えをし、18区に全部かかわる問題ですから、どうかひとつしっかりと対応していただきたい。

それから、もう一点、区長を中心に区役所横断的な連携について、縦軸である健康福祉局や教育委員会や道路や消防やさまざまありますけれども、いざというときは、やはり区が最前線です。その区長の権限と区長を中心とした連携が今回はとれていなかったのです。したがって、区長の権限や区の中での連携をもう一度見直していただきたいと思えます。

最後に、平成18年度に横浜市は18区の保健所を、1保健所18支所にしたのです。なぜしたかということ、危機管理体制の一元化とか、いざというときに一元化したほうがいいたろうということも含めて、幾つかの理由ありますけれども、一元化しました。1保健所にしました。しかし、昨今この体制の中で状況を見ますと、この1保健所にしたことによって、本当にメリットがあったのかどうか。18区のうち、3区に医師がいないわけですから。福祉保健センターの中に医者がいない、3区に。ということも含めまして、本当にこの1保健所18支所にしたことについて、もう一度副市長、全庁的に精査をしていただいて、足りない部分についてはきちっと対応していただくということと、1保健所にしたメリット、デメリットをもう一回確認しながら、この保健所の体制をしっかりと見つめていただきたい、こういうふうに思えますけれども、もう一度副市長の御意見を伺って、質問を終わらせていただきます。

(山田副市長) 今御指摘の趣旨も踏まえまして、健康福祉局並びに健康福祉局担当副市長などと相談しながら対応していきたいと思えます。

----- 中学校歴史資料集について

(加納委員) 山下副委員長、しっかりと整理をしていただきたい。議論することはもう当たり前の話ですけれども、さきの委員会の中で、今田教育委員長等含め、この教科書の採択のことについては、確かに議事録等見ていただければ、そのとおり入っているのです、その辺のことの御質問なのか、そのことについて答弁しなければいけないのか、もう一回整理をしていかないと、そしてだれが委員長かということは、ひとつしっかりと確認だけしていただければ、交代していますから。その上で、今でいうと高梨委員がおっしゃっていることについて御答弁をしない

ければならないかどうかというのは、もう一度判断しなければいけないと思うので、整理をしてください。

（加納委員） もう一度市野委員から御質問をしていただいて、その上で整理をしていただいたらどうでしょうか。